

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-185060

(P2017-185060A)

(43) 公開日 平成29年10月12日(2017.10.12)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
DO6F 57/00 (2006.01)	DO6F 57/00 310E	
	DO6F 57/00 350	
	DO6F 57/00 390	
	DO6F 57/00 380	
	DO6F 57/00 310C	

審査請求 未請求 請求項の数 2 OL (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願2016-76968 (P2016-76968)
 (22) 出願日 平成28年4月7日 (2016.4.7)

(71) 出願人 516104076
 洞口 大介
 千葉県市川市大野町2丁目157番地3号
 (74) 代理人 100111419
 弁理士 大倉 宏一郎
 (72) 発明者 洞口 未佳
 千葉県市川市大野町2丁目157番地3号

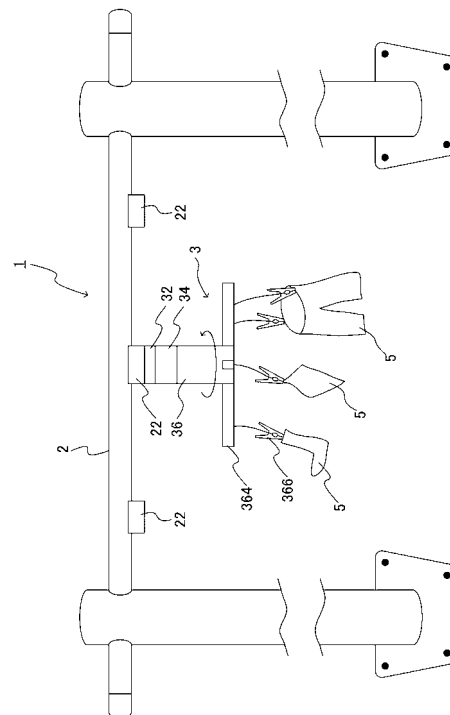
(54) 【発明の名称】 物干し装置

(57) 【要約】

【課題】 洗濯物 5 を短時間で乾燥させることが可能な物干し装置 1 を提供する。

【解決手段】 物干し装置 1 は、駆動ボックス 3 4 に内蔵した駆動機構 (3 4 2) に接続された引掛シーリングキャップ 3 2 を、物干し竿 2 に固定された引掛シーリングボディ 2 2 に電氣的及び機械的に接続することにより、ピンチハンガー 3 を物干し竿 2 から吊り下げた状態で、駆動機構 (3 4 2) に接続した回転ハンガー 3 6 を駆動ボックス 3 4 に対して自転させるように構成した。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

引掛シーリングボディ(22)を固定した物干し竿(2)と、
 該引掛シーリングボディ(22)に電氣的及び機械的に接続可能な引掛シーリングキャップ(32)を上方に備え、洗濯物(5)を吊り下げ可能で、かつ電力の供給によって自転するピンチハンガー(3)とを備えた物干し装置(1)。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の物干し装置において、駆動ボックス(34)に内蔵した駆動機構(342)に接続された引掛シーリングキャップ(32)を、物干し竿(2)に固定された引掛シーリングボディ(22)に電氣的及び機械的に接続することにより、ピンチハンガー(3)を物干し竿(2)から吊り下げた状態で、前記駆動機構(342)に接続した回転ハンガー(36)を前記駆動ボックス(34)に対して自転させるように構成したことを特徴とする物干し装置(1)。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、洗濯物の乾燥に使用する物干し装置に関する。

【背景技術】

【0002】

この種の物干し竿として、洗濯物を吊下げて干すピンチハンガーに設けられた吊りフックを挿入するための挿入孔を竿本体に複数設けたものが知られている(例えば特許文献1)。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】実開平 2 - 109591

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上述した従来の物干し竿とピンチハンガーの組み合わせによる物干し装置では、風のない日には特に洗濯物が乾きにくい、との欠点があった。

30

【0005】

上記点に鑑み、本発明は、洗濯物を短時間で乾燥させることが可能な物干し装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

以下では、本発明の理解を容易にするために、本発明の実施形態を示す図面に対応する符号を付して説明するが、これに限定されるものではない。

【0007】

上記目的を達成するために、本発明に係る物干し装置(1)は、引掛シーリングボディ(22)を固定した物干し竿(2)と、この物干し竿(2)の引掛シーリングボディ(22)に電氣的及び機械的に接続可能な引掛シーリングキャップ(32)を上方に備え、洗濯物(5)を吊り下げ可能で、かつ電力の供給によって自転するピンチハンガー(3)とを備えたことを特徴とする。

40

【発明の効果】

【0008】

本発明に係る物干し装置(1)では、特定構成の物干し竿(2)と、特定構成のピンチハンガー(3)を備えるため、ピンチハンガー(3)に洗濯物(5)を吊り下げた状態で、引掛シーリングキャップ(32)を引掛シーリングボディ(22)に接続してピンチハンガー(3)を物干し竿(2)にセットした後、電力を供給すると、ピンチハンガー(3)

50

）が自転する。これにより、吊り下げられた洗濯物（５）はピンチハンガー（３）周りに公転し、自然乾燥する場合と比較して洗濯物（５）の乾燥時間を短くすることができる。

【図面の簡単な説明】

【０００９】

【図１】本発明に係る物干し装置の一例を示す全体概略図である。

【図２】図１の要部斜視図である。

【図３】図１の要部正面図である。

【発明を実施するための形態】

【００１０】

以下、図面に基づき本発明に係る物干し装置の実施形態を説明する。

10

図１に示すように、本実施形態の物干し装置１は、物干し竿２とピンチハンガー３を有する。物干し竿２には、引掛シーリングボディ２２が固定してある。引掛シーリングボディ２２は、引掛シーリングキャップ３２とで、商用交流電源との簡易接続手段を構成するものとして機能する。物干し竿２上での引掛シーリングボディ２２の設置数は１つ以上であればよい。図２に示すように、引掛シーリングボディ２２は、有底箱形の樹脂製ボディ本体２２２を有し、該ボディ本体２２２の下面に接続孔２２４が形成してある。

【００１１】

図１及び図３に示すように、本実施形態のピンチハンガー３は、引掛シーリングキャップ３２と、駆動機構を内蔵した駆動ボックス３４と、該駆動ボックス３４に対して自転可能な回転ハンガー３６とで構成されている。図２に示すように、引掛シーリングキャップ３２は、有底箱形の樹脂製キャップ本体３２２を有し、該キャップ本体３２２の上端開口に突出させた一对の逆Ｌ形端子板３２４，３２４に、電源コード３４４の上端部から分かれた２本の電線が接続される。

20

【００１２】

図１及び図３に示すように、引掛シーリングキャップ３２の下方に配置される駆動ボックス３４には、駆動機構３４２が内蔵してあり、該駆動機構３４２には電源コード３４４（図２参照）の下端部が接続してある。駆動ボックス３４の下方に配置される回転ハンガー３６は、棒状の回転体３６２と、該回転体３６２の周囲四方に取り付けられたアーム３６４と、各アーム３６４に吊り下げられたクリップ３６６とで構成されている。回転体３６２は駆動機構３４２の作動により自転する。各クリップ３６６には、図１に示すように、洗濯物５が把持される。回転体３６２の駆動制御は、引掛シーリングキャップ３２を引掛シーリングボディ２２に電氣的及び機械的に接続した状態で、ＯＮ／ＯＦＦスイッチ（図示省略）による切り替え操作で行う。

30

【００１３】

ピンチハンガー３を物干し竿２へ取り付けるに際しては、ピンチハンガー３の引掛シーリングキャップ３２の端子板３２４，３２４の上端部を、物干し竿２に固定された引掛シーリングボディ２２の接続孔２２４，２２４に挿入した上で上記引掛シーリングキャップ３２を回動し、引掛シーリングボディ２２に内蔵した一对の端子板（図示省略）に引掛け係合させ、上記引掛シーリングキャップ３２を引掛シーリングボディ２２にワンタッチ式に接続することでピンチハンガー３を物干し竿２に吊り下げ支持させる。

40

【００１４】

本実施形態の物干し装置１は、以上の構成を有しているので、クリップ３６６に洗濯物５を把持させ、引掛シーリングキャップ３２を引掛シーリングボディ２２に接続してピンチハンガー３を物干し竿２にセットした後、ＯＮ／ＯＦＦスイッチをＯＮにすると、駆動ボックス３４に内蔵された駆動機構３４２が作動して回転体３６２が自転する。これにより、クリップ３６６に把持された洗濯物５は、回転体３６２周りにメリーゴーランド式に公転し、自然乾燥する場合と比較して洗濯物５の乾燥時間を短くすることができる。

【００１５】

以上説明した実施形態は、本発明の理解を容易にするために記載されたものであって、本発明を限定するために記載されたものではない。したがって、上記の実施形態に開示さ

50

れた各要素は、本発明の技術的範囲に属する全ての設計変更や均等物をも含む趣旨である。

【符号の説明】

【0016】

1 ... 物干し装置

2 ... 物干し竿

22 ... 引掛シーリングボディ、222 ... 樹脂製ボディ本体、224 ... 接続孔

3 ... ピンチハンガー

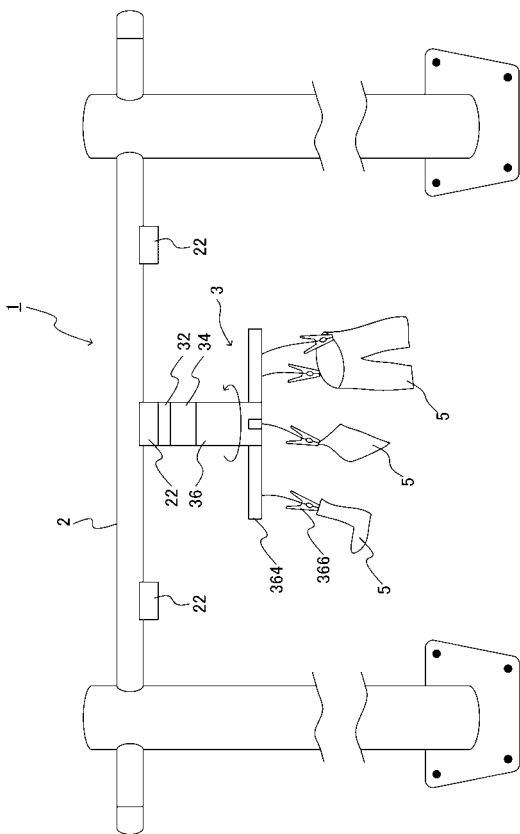
32 ... 引掛シーリングキャップ、322 ... 樹脂製キャップ本体、324 ... 逆L形端子板

34 ... 駆動ボックス、342 ... 駆動機構、344 ... 電源コード

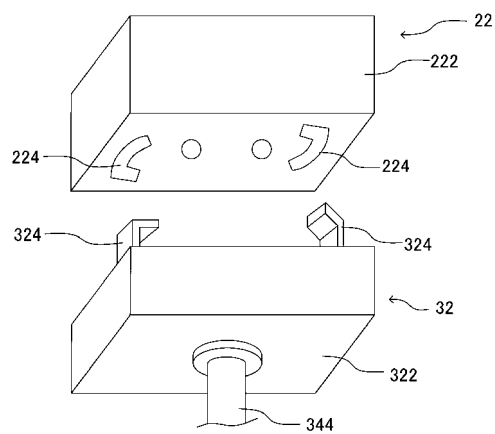
36 ... 回転ハンガー、362 ... 回転体、364 ... アーム、366 ... クリップ

5 ... 洗濯物

【図1】



【図2】



【 図 3 】

